

「通知貯金規定」(ひな形) 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>1. 〱 (省 略)</p> <p>2.</p> <p>3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)</u>にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)</u>の対象となっている場合に限ります。)</p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第3条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯</u></p> | <p>1. 〱 (同 左)</p> <p>2. <u>(追 加)</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>金者に到達した場合または当該通知を 発した日から1か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があら かじめ預金保険機構に通知した日のう ちいずれか遅い日までに通知が貯金者 の意思によらないで返送されたときを 除きます。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条 第2項に定める預金等に該当すること となった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯 金に係る債権の行使が期待される事由と は、次の各号に掲げる事由のみをいうもの とし、貯金に係る債権の行使が期待される 日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当 該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の 末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が 生じた場合 当該事由が生じた期間の 満期日</u></p> <p>A <u>第3条に掲げる異動事由</u></p> <p>B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預 金等活用法第3条第2項に定める事 項の通知を發したこと。ただし、当該 通知が貯金者に到達した場合または 当該通知を發した日から1か月を経 過した場合（1か月を経過する日また は当組合があらかじめ預金保険機構 に通知した日のうちいずれか遅い日 までに通知が貯金者の意思によらな いで返送されたときを除きます。）に 限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措 置または契約により、この貯金について 支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押 えまたは国税滞納処分（その例による処 分を含みます。）の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受 入れ、口座振替その他の入出金が予定さ れていること、または予定されていたこ と（ただし、当組合が入出金の予定を把 握することができるものに限り。）</u></p> | |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------------|
| <p><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</u> 以 上 <u>(平成29年12月29日現在)</u></p> | <p>以 上 <u>(平成25年3月1日現在)</u></p> |